三重県海外誘客促進環境整備補助金交付要領

第１　通則

国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）の交付を受けて実施する三重県海外誘客促進環境整備補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和３７年三重県規則第３４号。以下「規則」という。）及び雇用経済部関係補助金交付要綱（三重県告示第２５０号。以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

第２　目的

この補助金は、外国人旅行者受入のための事業者の環境整備を支援し、本県への更なる外国人旅行者誘致を図ることを目的とする。

第３　補助事業者

補助の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、県内において外国人旅行者の受入を行っている、または受入を行おうとする事業者のうち第４に定める事業を自らの費用負担で実施する者とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第６項第４号の営業に供する施設及びそれに類するものと知事が認める施設は除く。

第４　補助対象事業及び補助金の額及び限度額等

補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県内で実施される以下に掲げるものとする（詳細は別表２に記載）。

（１）消費税免税店開設準備
（２）施設内外国語表記等改善
（３）無料公衆無線 LAN 整備

２　補助事業に要する経費のうち、補助の対象として県が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

３　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内とし、補助上限額及び補助下限額は、別表１のとおりとする。

４　上記により算出された補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

５　補助事業における消費税及び地方消費税相当額については、補助対象経費から除く。

第５　交付申請

補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（第１号様式）を、関係書類を添えて県に提出しなければならない。

第６　補助事業の着手時期及び遂行

補助事業の着手時期（発注、契約）は、当該補助金の交付申請の受付日以降でなければならない。

２　補助事業者は、補助金の交付決定に係る会計年度の３月１０日までに補助事業を完了しなければならない。

３　前項に規定する補助事業の完了とは、補助事業の内容及び支払いの完了とする。

第７　交付決定

県は、当該補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

２　前項による交付の決定をするにあたって、次の条件を付するものとする。

（１）三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。

（２）暴力団排除要綱第８条第１項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び県に報告すること。

第８ 申請の取り下げ

交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）で、補助金の交付の申請を取り下げようとする者は、当該通知を受けた日から起算して１０日以内に、その旨を記載した書面をもって知事に申し出なければならない。

第９　補助事業の変更申請手続

補助事業者は、当該補助金の交付決定後、補助事業の内容または経費を変更しようとするときは、変更交付申請書（様式第２号）をあらかじめ関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

ただし、次に掲げる事項に該当する軽微な変更の場合についてはこの限りではない。

（１）補助目的に変更をもたらすものではない事業の実施内容の細部の変更

（２）補助金の事業の補助対象経費の３０パーセント未満の変更

２　県は、前項の変更交付申請書の提出があったときはその内容を審査し、必

要に応じて条件を付し、または申請に係る事項に修正を加えて、変更交付決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

第１０　補助事業の中止・廃止申請手続

補助事業者は、当該補助金の交付決定後、補助事業を中止または廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第３号）を提出しなければならない。

２　県は、前項の規定による承認について、必要に応じて条件を付し、または申請に係る事項につき修正を加えて承認することができる。

第１１　補助事業の遂行状況報告

補助事業者は、交付決定後 3 か月を経過したとき、遂行状況報告書（様式第４号）を県に提出しなければならない。ただし、遂行状況報告書の提出までに、実績報告書を提出している場合はこの限りでない。

第１２　実績報告

補助事業者は、当該補助対象事業が完了したときは、その完了から１５日を経過した日までに、実績報告書（様式第５号）を県に提出しなければならない。

第１３　補助金の額の確定

県は、補助事業の完了に係る実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

第１４　補助金の支払

県は、交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

２　補助事業者は、前項による補助金の支払を受けようとするときは、支払請求書（様式第６号）を県に提出しなければならない。

第１５　交付決定の取消

県は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付の決定の全部または一部を取消し、または交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（１）補助事業者が、補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令またはこれに基づく処分若しくは指示に違反した場合

（２）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
（４）前３号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要が無くなった場合

第１６　補助事業の経理

補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後５年間保存しておかなければならない。

第１７　財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けまたは担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第７号）を県に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、県が別に定める財産処分の制限期間を経過した場合は、この限りでない。

附則
この要領は、平成２７年６月１９日から適用する

別表１　（第４関係）

区分	補助事業の内容	補助率	補助上限額 補助下限額	補助対象者	補助事業の要件
1	消費税免税店開設準備	1/2 以内	100 千円 25 千円 （※）	県内において外国人旅行者の受入を行っている、または受入を行おうとする事業者	本要領適用後に、新規に消費税免税店許可（一般型輸出物品販売場の許可）を得ること
2	施設内外国語表記等改善	1/2 以内	200 千円 25 千円 （※）		多言語表記にあっては少なくとも英語が含まれること
3	無料公衆無線 LAN 整備	1/2 以内	200 千円 下限なし （※）		以下の(1)、(2)、(3)全て、または(4)を満たすこと (1)公衆無線 LAN 利用可能端末が全て接続でき、かつ無料で利用できるものであること (2)SSID を三重県が定める「Free WiFi- MIE」とすること（複数の SSID に含まれる場合も可） (3)「みえ旅案内所」または「みえ旅おもてなし施設」へ新規に整備するものであること（ただし、「みえ旅案内所」への交付を優先する） (4)平成 24 年度から 26 年度にかけて設置された「Free WiFi-MIE」機器の更新

※1 施設当たりとする。ただし、同一申請者による区分ごとの累計補助上限額はそれぞれ 500 千円とする。

別表２　（第５関係）

区分	補助事業の内容	補助対象経費
1	消費税免税店開設準備	1 免税手続き備品購入費 2 免税店であることを表示するのぼり・ステッカー等作成費 3 専用包装袋等免税手続きに必要な消耗品購入費 4 クレジットカード決済機器購入費（クレジットカード決済機器の新規導入及び既存機器の更新いずれも含む。ただし、導入する機器は「銀聯カード」も使用可能な機器とすること。） 5 クレジットカード決済機器導入経費（機器設置料、登録事務手数料等） 6 その他消費税免税店開設準備に必要と県が認める経費 ただし、以下の経費は対象外とする。 1 クレジットカード決済機器のリース及びレンタルに係る経費 2 国庫補助、他の県費補助または市町村費等補助の対象となった経費 3 消費税及び地方消費税相当額
2	施設内外国語表記等改善	1 看板、案内板、料金表、メニュー、商品紹介等の新規製作費または既存看板等の多言語化改修費 2 上記１に係る翻訳費用 3 その他外国語表記等改善に必要と県が認める経費 ただし、以下の経費は対象外とする。 1 国庫補助、他の県費補助または市町村費等補助の対象となった経費 2 消費税及び地方消費税相当額
3	無料公衆無線 LAN 整備	1 機器購入費 （１）無線 LAN（親機）機器、無線 LAN（子機）機器購入費

		（２）その他無線 LAN 環境整備に必要と県が認める機器購入費 2 設置工事費 （１）電源設置工事費 （２）配線工事費 （３）電気工事費 （４）その他無線 LAN 環境整備に必要と県が認める工事費 3 平成 24 年度から 26 年度にかけて設置した「Free WiFi-MIE」機器の更新費 ただし、以下の経費は対象外とする （１）無線 LAN 機器のリース及びレンタルに係る経費 （２）既整備の無線 LAN 機器の廃棄費 （３）無線 LAN 機器の維持管理費 （４）電波調査費用 （５）国庫補助、他の県費補助または市町村費等補助の対象となった経費 （６）消費税及び地方消費税相当額